

令和3年8月23日

教職員各位

理事長 池北雅彦

県をまたぐ移動の自粛について（継続）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に**デルタ株**による感染が広がり緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が多く都道府県、地域で適用されています。

山口県においても8月13日から「**デルタ株感染拡大防止集中対策**」の実施を行っています。本学では8月22日まで措置を講ずることとしていた「県をまたぐ移動の自粛」を下記のとおり継続することといたします。

教職員の皆様には、引き続き、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の**3つの密を避ける**など感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県境をまたぐ移動の注意

- **緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域**との往来は、やむを得ない場合を除き自粛をお願いします。
- やむを得ず県外と往来する場合は、**感染予防対策**を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従い、万全の感染予防対策を講じてください。
- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域から本学への学外者の来訪については、やむを得ない場合を除き自粛をお願いします。

2 感染予防対策の徹底

- 新しい生活様式を実践いただき、**3密を避け、マスクの着用、手洗い、感染リスクが高まる5つの場面**に注意するなど基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- **会食は少人数・短時間**になるようにし、感染防止対策に取り組む**新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店**を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策に協力してください。
- 発熱や咳など**感染を疑う症状**が出た場合には、出勤を控え、速やかに、かかりつけ医や**受診・相談センター**等に相談してください。

3 措置の期間 令和3年9月12日（日）まで

以上